

# 私たち こんな活動しています!

## ●紛議調停委員会

【委員】坂井 愛(60期)  
Ai Sakai



### 1. 当委員会の活動の中心

「着手金を支払ったのに仕事をしてくれない」、「お金の支払いを請求されているが支払う理由や金額に納得がいかない」、「損害金を支払ってほしい」、「預けた物や書類を返還してもらえない」等の理由で申し立てられるのが紛議調停です。

当委員会は、このような理由で申し立てられた調停について、申立人と相手方の話を聴取し（電話聴取の場合もあります。）、提出された証拠等の資料を確認し、争点を整理しながら、申立人と相手方との合意成立のため調整を図ることが活動の中心となります。

なお、冒頭のいくつかの例は、申立人から事件を依頼している弁護士に対する調停申立てでしたが、申立人から事件の相手方弁護士に対する調停申立てもあります。また、当会会員である弁護士が、事件の（元）依頼者を相手方として、弁護士報酬等の支払いを求めて申立人となることもあります（弁護士職務基本規程第26条「弁護士は、依頼者との信頼関係を保持し紛議が生じないように努め、紛議が生じたときは、所属弁護士会の紛議調停で解決するように努める。」）。



全体会

### 2. 当委員会の構成

21期から69期までの委員合計47名で活動しており、その約半数は40期代以前の委員が占めるため、ほかの委員会と比較すると経験豊富な委員の割合が多い委員会ではないかと思えます。各部会3、4名で12部会に分かれ、以下のとおり、主に部会毎に活動を行っております。

### 3. 調停係属後の活動

調停申立てがあると、事件が各部会に順次配点され、部会の中で主査を決めます。そして主査が主体となって調停事件を処理することになります。主査は、新任も若手も関係なく部会内で順番に担当しますが、事案の処理方針等について困ったり、悩んだりする場合には、もちろん、部会内の先輩弁護士から、的確なアドバイスや指摘等を受けることができます。

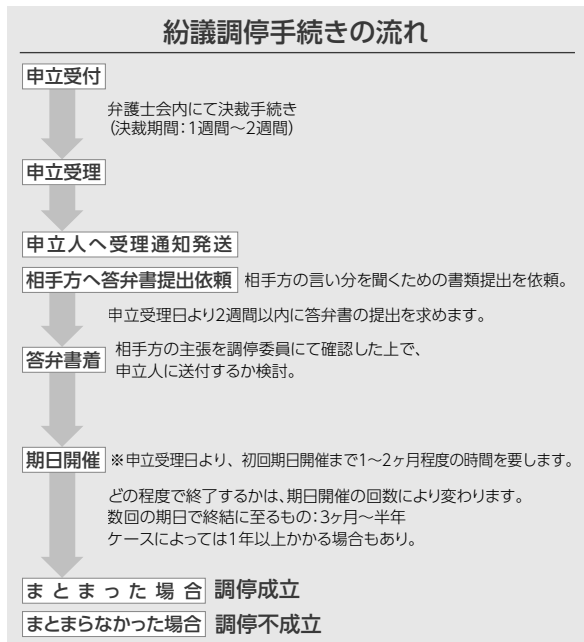
原則的には、申立人も相手方も弁護士会館の面談室に出頭して期日を行い、2名以上の部会委員で期日を進行します。基本的に、主査が期日の進行を指揮し、調停継続の場合には、その後の進め方等、部会内で協議をしながら紛争解決に向けて

調整を試みるようになります。

ちなみに、令和2年1月1日～令和2年12月31日の紛議調停申立新規受付件数は74件でした。1つの部会に配点される調停事件数は、年度で5～6件となります。申立内容別には、



模擬調停



着手金・報酬金関係が最も多く、ついで損害賠償請求、書類返還請求、預託金返還請求等があります。

調停期日の回数は、事案の内容等により異なりますが概ね数回開催されることとなります。調停が成立する場合には、合意書等の書面が作成されます。

#### 4. 委員会の開催

原則として毎月1回、委員会が開催されます。委員会では、各部会報告が大半の時間を占めます。部会ごとに、基本的には主査から、担当している調停事件について、事案の概要、当事者双方の主張、争点、調停の経過、調停の方針、結果等について、説明、報告等を行います。

#### 5. そのほかの活動

会内研修に講師を派遣することもあります。令和3年1月には、研修センター主催の新規登録弁護士研修・集合研修「弁護士報酬」に講師を派遣しました。

#### 6. まとめ

申立人と相手方との間で、中立の立場で紛争解決に向けて調整を図ることを目的とする当委員会の活動内容は、一方当事者の代理人として活動する弁護士業務とは違う視点をもって、紛争解決の

ための方策を考えることができます。ベテランにはほど遠い私にとっては、まだまだ新たな気づきが見えだせる委員会です。一方で、特に主査になると、事案によっては、本当に大変だなと思うことも時折あります。しかしながら、総合すると、当委員会は、やりがいのある充実した活動ができ、かつ経験値をも高めることが可能となる委員会といえます。

#### 『若手委員からのコメント（中澤 礼・66期）』

私は、平成31年（令和元年）から、紛議調停委員会の委員を務めております。

委員になる前は、恥ずかしながら、紛議調停がどのようなものか、当委員会がどのような活動をしているのか、正直、よく分かっていませんでした。

実際、委員となってみると、まず、経験豊富な先生が多いことと、委員を長く務めていらっしゃる先生が多いことに驚きました。若手の出る幕はないのでは?と思いましたが、それは大きな間違いでした。当委員会の委員は、12の部会のどれかに必ず所属し、その部会に配点された事件を処理していきます。各部会のメンバーは3～4人ですが、配点された事件の主査は、ベテランも若手も同じように持ち回りで担当します。これが貴重な経験になっています。

自分が中立的な立場で事件を仕切っていくという、これまでにない立場で問題解決を図ることも新鮮ですが、ほかの先生の主査事件から学ぶことは非常に多いです（この誌面では詳細をお伝えできず残念）。また、個別の事件から学ぶことも多く、日々の自分の業務を省みることもあります。

ときに、調停不成立から懲戒申立てに至るような事件もあり、個別具体の紛争解決を担っている当委員会の委員としての責務はほかの委員会とは異質なものです。逆に調停が成立したときの安堵感は、当事者以上のものがあるかもしれません。このような紛議調停委員会の委員としての職務にやりがいを感じておりますので、これからも微力ながら、力を尽くしていきたいと思っております。

当委員会に興味をお持ちの先生は、ぜひ、遠慮なく当委員会（担当事務局会員課：03-3581-2256）までご連絡ください。

